

道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十八年十一月一日とすること。ただし、同法第二条中道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十一条第二項第二号の改正規定（「及び二輪の小型自動車」を加える部分に限る。）及び道路運送法等の一部を改正する法律附則第十一条の規定の施行期日は、平成十九年四月一日とすること。